加 監 公 表 第 5 号

令和８年９月２４日

加古川市監査委員　　井ノ口　淳　一

加古川市監査委員　　船　江　恒　平

加古川市監査委員　　中　村　亮　太

加古川市監査委員　　山　﨑　兼　次

監　　査　　公　　表

地方自治法第２４２条第１項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求（令和８年７月２８日付け受理）について、同条第５項の規定により監査を実施した結果を次のとおり公表します。

１　請求人

（住所・氏名　省略）

２　請求の受理及び証拠の提出

加古川市職員措置請求（以下「本請求」という。）については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４２条所定の要件を具備しているものと認め、令和８年７月２８日付けで受理した。

なお、令和８年８月１０日に請求人から補正書及び本請求に係る追加の書類の提出があった。

また、令和８年８月３１日に請求人から本請求に係る追加の書類の提出があった。

３　請求の要旨

本請求の要旨は次のとおりと解した。

（１）令和７年度及び令和８年度における町内会・自治会のための法律相談及び会計相談に係る委託契約の締結及び委託料の支出並びに令和７年度における町内会・自治会アドバイザー派遣に係る報償費の支出について

加古川市（以下「市」という。）が実施する町内会・自治会のための法律相談（以下「本件法律相談」という。）、町内会・自治会のための会計相談（以下「本件会計相談」という。）及び町内会・自治会アドバイザー派遣事業（以下「本件アドバイザー派遣」という。）は、市が実施する法律相談、近畿税理士会加古川支部が実施する税理士による無料税務相談、税務署への相談、加古川市町内会連合会（以下「連合会」という。）が実施する講習会や勉強会、あるいは学識経験者（大学教授等）へのオンライン相談等により、税金を使わずとも代替が可能である。また、本件法律相談及び本件会計相談（以下「本件法律・会計相談」という。）の申込方法が、町内会長・自治会長（以下「町内会長」という。）からの申込みに限定されていることは、町内会長個人の利益や独裁的運営を補助・維持するための公金使用に当たる。そして、本件法律・会計相談の相談結果や本件アドバイザー派遣の指導・助言内容が市民に開示されないことは、市民全体の利益（公益性）に著しく反する。さらに、弁護士や税理士より高額なアドバイザーへの報償費は、その積算

根拠及び支出が極めて不当であり、健全な財政運営の原則に違反する。

これらのことから、特定の任意団体のために予算を確保して契約締結又は支出をする必要性は皆無であり、法第２３２条の２（寄附又は補助）の趣旨及び公金支出の公益性・必要性の原則に違反し、違法かつ不当な財務行為である。

（２）連合会の収益事業に係る令和７年度の徴収職務の怠慢について

連合会が市からの委託契約等により、収益事業を行っていながら収益事業開始届を提出せず、法人市民税（均等割等）を支払っていないことについて、市はこれらの事実を把握し、徴収権限を有しているにもかかわらず長年にわたり課税・徴収職務を怠っていることは、財務会計上の怠る事実に該当する。

よって、次の措置を求める。

・本件法律・会計相談及び本件アドバイザー派遣（以下「本件事業」という。）の即時廃止

・令和７年度に本件事業に関し弁護士、税理士、アドバイザー等に支出した委託料・報償費の全額について、令和７年度に本件事業を利用した連合会又は単位町内会並びに当該支出に関与した職員に対する不当利得の返還請求

・連合会に対する速やかな税務調査（質問調査権の行使）の実施及び令和７年度において徴収すべき法人市民税の適正な徴収

４　監査の実施

（１）監査の対象

本請求書、これに添付された事実証明書及び請求人の陳述により、次の項目について監査を実施した。

ア　令和８年度の本件法律相談の業務を委託する契約（以下「令和８年度本件法律相談委託契約」という。）の締結について

市が令和８年度本件法律相談委託契約を締結したことは違法又は不当であるか。

イ　令和８年度の本件会計相談の業務を委託する契約（以下「令和８年度本件会計

相談委託契約」という。）の締結について

市が令和８年度本件会計相談委託契約を締結したことは違法又は不当であるか。

ウ　令和７年度の本件事業に係る委託料及び報償費の支出について

市が令和７年度の本件事業に係る委託料及び報償費を支出したことは違法又は不当であるか。

エ　法人市民税の賦課及び徴収について

連合会に対する令和７年度に納付される法人市民税（以下「本件法人市民税」という。）の賦課又は徴収に違法又は不当な怠る事実があるか。

なお、法第２４２条第１項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当な公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実があると認めるときに、これらを証する書面を添え、監査を求め、当該財務会計上の行為の防止・是正、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できる制度である。請求人が求める措置のうち、「本件アドバイザー派遣の即時廃止」については、違法又は不当な財務会計上の行為の防止や是正等ではなく、同項に定める住民監査請求の対象となる必要な措置に当たらない。よって監査の対象としない。

また、同条第２項では、住民監査請求の要件として、「当該行為のあった日又は終わった日から１年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。請求事項のうち、「令和７年度の本件法律相談の業務を委託する契約（以下「令和７年度本件法律相談委託契約」という。）」及び「令和７年度の本件会計相談の業務を委託する契約（以下「令和７年度本件会計相談委託契約」という。）」については、本請求書が提出された令和８年７月２８日において、「当該行為のあった日」、すなわち、「令和７年度本件法律相談委託契約の締結日（令和７年４月１日）」及び「令和７年度本件会計相談委託契約の締結日（令和７年４月１日）」から１年を経過していること、かつ、本請求書及び事実証明書から同項ただし書きの規定による「正当な

理由」があると認められる根拠はないと解せられることから、同項に規定する住民監査請求の要件を満たさないため、監査の対象としない。

（２）監査の対象部

税務部

市民協働部

（３）請求人の陳述

法第２４２条第７項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和８年８月３１日に請求人から陳述を受けた。

（４）監査の対象部に対する調査

税務部職員及び市民協働部職員（以下「関係職員」という。）に対して、令和８年８月３１日に事情聴取を行うとともに、関係書類等の調査を行った。

関係職員から聴取した内容などは次のとおりである。

ア　町内会・自治会と行政の関わりについて

町内会・自治会（以下「町内会等」という。）は、よりよい地域づくりをめざして、会員相互の連帯を図りながら、地域住民の自主性をもとに、その地域内で継続して公共的、公益的な活動を行う地縁によって組織された地域コミュニティの核となる任意団体である。

市は町内会長で構成される連合会と例年実施している行政懇談会や地区別行政との懇談会などの場において、町内会等の協力の下、地域の抱える課題や要望を行政と共有し、より良いまちづくりを進めるために建設的な議論を行っている。

イ　本件事業について

（ア）本件事業の概要について

近年、住民の価値観の変容や地域との関わりの希薄化、町内会等の役員の高齢化や担い手不足といった課題が生じている等の声を受けて、令和５年度に市が現状を把握するため、町内会・自治会長アンケート（以下「アンケート」と

いう。）を実施した。その結果、町内会等の運営についての法律、会計関係の専門家相談や課題解決に向けた支援を要望する意見が一定数あった。市としてもこれからのまちづくりを共に進めていく上で、町内会等の課題解決や活性化に向けて支援を行うことが必要であると判断し、アンケートの結果を踏まえて令和６年度より本件事業を実施しているものである。

①　本件法律相談について

本件法律相談は、町内会等において、会費の徴収や規約の解釈・改正、行事における安全管理、町内会等の所有する財産の管理など、役員だけでは判断が難しい法的課題が生じる場合があるため、弁護士に相談できる機会を市が提供することで、役員の負担や不安を軽減するとともに、適正で安定した町内会等の運営を支えることを目的としている。本件法律相談は弁護士の有資格者が担当することから、その契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、法第２３４条第２項及び地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の２第１項第２号、加古川市随意契約ガイドラインに基づいて一者随意契約とし、兵庫県弁護士会に委託している。

令和７年度は３回実施し６団体からの相談があり、令和８年度は令和８年７月２８日時点で同年６月１８日と同年７月１６日の２回を実施し、４団体からの相談があった。

②　本件会計相談について

本件会計相談は、町内会等では、会費等の収入管理、支出処理、帳簿作成、請求書・領収書の整理など、適正な会計処理が求められる一方、役員の交代によって会計担当者が十分な経験や知識を持たないまま業務を担う場合もあることから、町内会等の会計処理に関する疑問や課題について税理士に相談できる機会を設けることで、会計担当役員の負担や不安を軽減し、会計処理の適正化・透明性を高め、会員から信頼される町内会等の運営を継続できる体制を整えることを目的としている。本件会計相談は税理士の有資格者が担当することから、その契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、法第２３４条第２項及び施行令第１６７条の２第１項第２号、加古川市随意

契約ガイドラインに基づいて一者随意契約とし、近畿税理士会加古川支部に委託している。

令和７年度は４回（合計４時間）実施し４団体からの相談があり、令和８年度は令和８年７月２８日時点で、相談予定日である同年６月２５日と同年７月２３日の２回については申込みがなかったため、令和８年度の町内会・自治会のための会計相談業務委託契約書第７条第１項に基づき、中止としている。

③　本件アドバイザー派遣について

本件アドバイザー派遣は、令和５年度に加古川市町内会・自治会アドバイザー派遣事業実施要綱（平成３０年４月９日協働推進部長決定。以下「アドバイザー要綱」という。）を改正し、従前の広域的組織づくりや他団体との連携を前提とした制度から、地域課題の解決や活性化を目的とするアドバイザー派遣制度に変更し、令和６年度より実施している。役員の担い手不足、町内会等への加入促進、業務のスリム化、地域活性化の取組等、個々の町内会等が抱える具体的な課題に応じて市がアドバイザーを選定し派遣するもので、町内会等の会議や研修会の場で助言や事例紹介を行いながら、町内会等自身が課題を整理し、解決できるよう支援するものである。派遣するアドバイザーの選定に当たっては、町内会等の組織運営や住民参加、地域活動の立上げなど、実践的なまちづくりに幅広く携わっていることで、他自治体においても町内会等を支援する活動をされていることを重視している。さらに本件法律・会計相談のように専門家の見地から相談に対し回答をするのではなく、実際に町内会等の状況を目で見て、町内会等の会議の場に入って伴走しながら、課題解決できるよう支援するものであるため、派遣で実施しているものである。なお、アドバイザーの選定は、地域課題に応じて、都度市が選定しており、特定の関係者への不当な利益誘導はないと考えている。

令和７年度は、１団体からアドバイザー要綱第４条第１項に基づく派遣申請があり、同条第２項及び第３項に基づき派遣を行った。

なお、各制度を利用した町内会等に行った専門相談者アンケート結果では、

相談内容に「満足」した旨の回答を得ている状況であり、本件事業は高齢化等による担い手不足や多様化・複雑化する地域課題を町内会等が自ら解決していくための支援として、成果を上げているものと考えている。

（イ）他部局、他機関の実施する相談窓口等との違いについて

市役所他部局や他の機関における市民を対象とした相談窓口として、生活安全課で実施している法律相談と近畿税理士会加古川支部で実施している税務相談があるが、これらは主に個人を対象にした相談制度であり、法律相談は生活上の問題に関する相談、税務相談については申告などの一般的な内容とされている。

本件法律・会計相談は、対象を町内会等の運営上の困りごとに対する法律相談と町内会等の会計処理上の悩みごとに対する会計・税務相談としており、個人的な問題に対する相談は不可としている点で大きく異なるものである。また、運営上の課題を相談するにはある程度の時間が必要であることから、生活安全課で実施している法律相談が２０分間であるのに対し、本件法律相談は最大１時間の相談時間を設定している。

アドバイザー派遣制度は、町内会等の集会所等へ派遣されたアドバイザーが町内会等の開催する会議等の場に共に参加し、その中で助言や事例紹介等を行い、相談者に伴走しながら、相談内容の解決への支援を行うものであり、連合会が実施しているセミナーとは異なるものである。

（ウ）本件事業の申込資格について

本件法律・会計相談の対象は、制度の目的から町内会等の運営に直接関わっている町内会長とその他役員、本件アドバイザー派遣の対象は町内会等としている。そのため、いずれの制度も申込書に記載する申込者欄は、町内会等名、代表者名を記入することとしているが、町内会等としての申込みという意味であり、町内会長の個人的な利用を意味するものではない。

ウ　令和７年度の本件事業に係る委託料及び報償費の支払について

（ア）本件法律相談について

本件法律相談は、兵庫県弁護士会に委託しており、契約期間を令和７年４月

１日から令和８年３月３１日までの１年間とし、委託料は、１回３時間（１枠３０分で計６枠まで相談可）で３３，０００円（消費税込）としている。申込みがない場合等で中止とする場合は実施回数に応じ委託料を支払う契約となっている。令和７年度の本件法律相談は３回実施し６団体の相談があり、令和７年度の町内会・自治会のための法律相談業務委託契約書（以下「令和７年度法律相談委託契約書」という。）第７条第１項に基づき、５回の契約回数のうち２回を中止とした。委託業務の完了後、兵庫県弁護士会から令和８年３月３１日に委託業務完了報告書を受理し、同年４月３日に請求書を受理、令和７年度法律相談委託契約書第７条第３項及び第１１条第２項に基づき、同年４月１５日に９９，０００円の支払を行った。

（イ）本件会計相談について

本件会計相談は、近畿税理士会加古川支部に委託しており、契約期間を令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの１年間とし、委託料は、１回３時間（１枠３０分で計６枠まで相談可）で３３，０００円（消費税込）としている。申込みがない場合等は中止、申込みが少ない場合は相談時間を短縮することとし、実施回数及び実施時間に応じ委託料を支払う契約となっている。令和７年度の本件会計相談は４回（合計４時間）実施し４団体の相談があり、令和７年度の町内会・自治会のための会計相談業務委託契約書（以下「令和７年度会計相談委託契約書」という。）第７条第１項に基づき、５回の契約回数のうち１回を中止とし、開催した４回についても相談時間を短縮して実施した。委託業務の完了後、近畿税理士会加古川支部から令和８年３月３１日に委託業務完了報告書を受理し、同年４月３日に請求書を受理、令和７年度会計相談委託契約書第７条第３項及び第１１条第２項に基づき、同年４月１５日に４４，０００円の支払を行った。

（ウ）本件アドバイザー派遣について

本件アドバイザー派遣では、アドバイザー要綱に基づき、派遣１回につき謝金として３０,０００円の報償費を支出している。なお、１回当たりの派遣時間は２時間で依頼している。令和７年度は１団体に派遣し、派遣終了後、アドバイザー要綱第６条に基づいて、令和８年３月３１日に報償費３０，０００円を

支出し、アドバイザーには源泉徴収済みの金額（２６，９３７円）の支払を行った。アドバイザーへの報償費は、アドバイザー要綱に基づき、適正に支出されているものである。

なお、本件法律・会計相談が年度当初に予定された日時に加古川市民交流ひろばの会議室で実施するものであるのに対し、本件アドバイザー派遣は土日や夜間を含め、派遣先の町内会等が希望する集会所等への派遣であることや、支援の内容についても、本件法律・会計相談は専門家が相談内容に対する回答を行うものであるのに対し、本件アドバイザー派遣は相談者である町内会等に伴走しながら、町内会等自身が相談内容を解決するための支援を行うものであり、業務内容が異なるものであるため、専門資格有無による金額比較はできないものと考える。

エ　法人市民税の賦課及び徴収について

（ア）法人市民税について

法人市民税は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９４条第１項第３号の規定により、市内に事務所又は事業所を有する法人に対して、法人の資本金等の額及び市内の従業者数等に応じて算定する均等割額並びに国税である法人税の額を課税標準とし、税率を乗じて算出する法人税割額の合算額によって課するものとされている。また、課税方式は、市が調査の上で税額を決定する賦課課税方式ではなく、納税義務者が税額を自ら計算し、申告及び納付を行う申告納付方式となっている。

国税である法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、地方税法第３２１条の８第１項の規定により、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に係る法人税額その他必要な事項を記載した申告書を市長に提出し、及びその申告した市民税額を納付しなければならないとされている。

また、法人税法（昭和４０年法律第３４号）第２条第１項第８号の規定において、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを「人格のない社団等」と規定し、同法第３条の規定において人格のない社団等は法人

とみなして同法の規定を適用することとし、さらに同法第４条の規定において収益事業を行う場合は法人税を納める義務があるとされている。

なお、新たに収益事業を開始した場合には、法人税法第１５０条第１項の規定により、その開始した日以後２月以内に、収益事業を開始した日等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないとされている。

一方、地方税法においては、同法第２９４条第８項において法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあって、かつ、収益事業を行うものは、「人格のない社団等」と規定され、同法第２９４条第１項第３号に規定する法人等とみなして、均等割額及び法人税割額の合算額によって市民税を課するものとされている。

収益事業は、法人税法第２条第１３号の規定において、販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるもの、とされており、法人税法施行令（昭和４０年政令第９７号）第５条第１項において、具体的な３４の事業が定められている。また、地方税法においては、地方税法施行令（昭和２５年政令第２４５号）第４７条の規定において、法人税法の規定を準用することとされている。

（イ）法人市民税額の決定等について

法人市民税について、法人が申告書を提出しなかった場合においては、地方税法第３２１条の１１第２項の規定により、市長は、その調査によって、申告すべき確定法人税額並びに法人税割額及び均等割額を決定するものとされており、同様のことが法人県民税についても規定されている。

この規定等の解釈について徳島地方裁判所平成８年１０月２５日の判決では、法人県民税の賦課徴収について、法人県民税は、均等割額と法人税割額の合算額によって課され、このうち法人税割額は、国が賦課した法人税額を課税標準として賦課される。課税標準をこのように定めたのは、同一所得について国の税務署と地方自治体の双方が重複調査を行い、異なる所得計算をすることを避けるとともに、納税者に対しても、同一の申告に基づいて納税することを可能とすることにあり、したがって、地方公共団体としては、国の賦課した法人税額を課税標準として、法人県民税を賦課徴収すれば足りるとされ、さら

に、法人の県民税の更正及び決定について、道府県知事としては、まず当該申告が法人税額と一致するか否かを調査するとともに、国の税務官署の資料及び当該法人から当該地方公共団体に提出された資料から、法人税額について計算誤びゅうその他算定方法の誤りなどを発見した場合には更正ないし更正の請求を行うもので、これらの資料等とは無関係に積極的に独自の調査をすべきことまでを予定しているということはできないとされている。

市においては、税務署が法人税額の更正又は決定を行った場合、その資料が提供されることとなっており、その内容に基づき、法人市民税の更正又は決定を行っている。

なお、収益事業の範囲は前述のとおり法人税法・地方税法とも同様であり、法人等が営む各種事業が収益事業に該当するか否かは主として税務署の判断によるため、市のみで収益事業に該当するかを判断することはない。

また、市が提出を受けた法人市民税の申告書の内容に疑義がある場合又は法人市民税の申告がなされていない場合には、必要に応じて所轄税務署にて法人税の申告・届出の状況を確認し、申告・届出がある場合は資料の閲覧を行い、その閲覧内容に基づき、法人市民税の更正又は決定の処理を行っている。

以上のことから、市では関係法令の規定に基づき法人市民税に係る事務を適正に執行しており、違法又は不当に法人市民税の賦課・徴収を怠る事実はない。

なお、地方公務員は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３４条第１項の規定により、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとされており、さらに、税務職員は、地方税法第２２条の規定により、地方税に関する調査等で知り得た秘密を漏らした場合の罰則が規定されているため、個別具体的な内容については述べることができない。

５　監査を実施した監査委員

加古川市監査委員　　井ノ口　淳　一

加古川市監査委員　　船　江　恒　平

加古川市監査委員　　中　村　亮　太

加古川市監査委員　　山　﨑　兼　次

６　監査の結果

（結　論）

本請求を棄却する。

（事実の確認及び判断）

次のとおり事実を確認の上、判断した。

（１）本件法律・会計相談に係る契約の締結について

請求人は、本件法律・会計相談の即時廃止を求めている。これについては、令和８年度本件法律相談委託契約及び令和８年度本件会計相談委託契約（以下「本件委託契約」という。）の締結が違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

ア　本件法律・会計相談の代替性について

請求人は、生活安全課の法律相談（無料）や近畿税理士会加古川支部が無料税務相談を実施しており、また税務署への納税相談も可能であるから、特定の任意団体のために市が別途予算を確保して本件委託契約を締結する必要性がないと主張している。

関係職員への調査により、生活安全課の法律相談は個人の生活上の問題を対象とし、相談時間は２０分までとして実施している一方で、本件法律相談は町内会等の運営上の困りごとを対象とし、相談内容が広範囲に及ぶことから相談の申込枠を１枠３０分、最大で２枠１時間の相談時間で実施していることを確認した。また、本件会計相談は、会費等の収入管理、支出処理、帳簿作成、請求書・領収書の整理など、会計担当役員が十分な知識や経験を持たないまま業務を担う場合もあることから、町内会等の会計処理に関する疑問や課題について税理士に相談

できる機会を設けることで、会計担当役員の負担や不安を軽減し、会計処理の適正化・透明性を高め、会員から信頼される町内会等の運営を継続できる体制を整えることを目的としており、納税相談や主に個人を対象とした税務申告などの一般的な相談とは異なることを確認した。

このように本件法律・会計相談と他の相談制度を比較したときに、実施する目的、相談の対象とする内容と範囲、相談時間の設定に相違があることから、請求人が主張する本件委託契約を締結する必要性がないとまではいえない。

イ　本件法律・会計相談の申込対象について

請求人は、本件法律・会計相談の申込資格が「町内会長・自治会長から」と限定されていることから、単に会長個人の利益や独裁的運営を補助・維持するために公金が使われている実態があると主張している。

関係職員への調査により、本件法律・会計相談の対象は、町内会等の運営に直接関わっている町内会長とその他役員とし、申込書には町内会等名、代表者名を記入することになっているが、これは町内会等としての申込みであって、町内会長の個人的な利用を意味するものではないことを確認した。また、市では、申込みがあった時点でその内容を確認し、町内会長等の個人的な相談内容であれば、本件法律・会計相談の対象としていないことを確認した。

ウ　本件法律・会計相談の公益性について

請求人は、本件法律・会計相談による相談結果が一般の町内会員や市民に一切開示されず、加古川市情報公開条例（平成１０年条例第２７号。以下「情報公開条例」という。）に基づく開示請求に対しても不開示（黒塗り）となることは、市民全体の利益（公益性）に著しく反すると主張している。

関係職員への調査により、市は、本件法律・会計相談を利用した相談者が当該町内会等の会員に対して相談結果を共有すること自体を制限していないことを確認した。

このことから、開示請求に対する不開示部分があることのみをもって、本件法律・会計相談の公益性を否定することはできない。

以上の事情を総合すると、本件法律・会計相談は、町内会等の運営上の課題解決を支援し、地域課題の解決及び協働のまちづくりの推進につなげることを目的として実施されているものと認められる。そして、その実施の必要性及び方法に係る市の判断が、直ちに裁量権の逸脱又は濫用に当たるとまではいえない。したがって、本件委託契約の締結が違法又は不当であると認めることはできず、請求人の主張には理由がないと判断する。

（２）本件法律・会計相談に係る委託料の支出について

請求人は、令和７年度において支出した本件法律・会計相談に係る委託料の返還請求を求めている。これについては、令和７年度の本件法律・会計相談に係る委託料の支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

ア　本件法律相談に係る委託料の支出事務について

本件法律相談に係る委託料は、令和７年度法律相談委託契約書及び仕様書によると、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの期間に計５回の法律相談日が決まっており、委託料は１回３時間当たり３３，０００円（消費税込）で、兵庫県弁護士会は委託業務が完了したときは、書面により市に請求することとされている。また、市は法律相談の申込みがない回は業務を中止することができることとされており、兵庫県弁護士会は実施回数に応じて生じた委託料を市に請求するものとされている。市は請求があったときは、その日から起算して３０日以内に委託料を支払うものとされている。

関係職員への調査により、令和７年度の本件法律相談は３回実施し６団体からの相談があり、兵庫県弁護士会から令和８年３月３１日に委託業務完了報告書を受理し、同年４月３日に請求書を受理、同年４月１５日に９９，０００円を支払っていることを確認した。

よって、本件法律相談に係る委託料の支出事務は、加古川市財務規則（昭和４４年規則第１３号。以下「財務規則」という。）及び令和７年度法律相談委託契約書に基づき処理されていると判断する。

イ　本件会計相談に係る委託料の支出事務について

本件会計相談に係る委託料は、令和７年度会計相談委託契約書及び仕様書によると、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの期間に計５回の会計相談日が決まっており、委託料は１回３時間当たり３３，０００円（消費税込）（１時間当たり１１，０００円（消費税込））で、近畿税理士会加古川支部は委託業務が完了したときは、書面により市に請求することとされている。また、市は会計相談の申込みがない又は申込みが少ない回は、業務を中止又は相談時間を短縮することができることとされており、近畿税理士会加古川支部は実施回数・実施時間に応じて生じた委託料を市に請求するものとされている。市は請求があったときは、その日から起算して３０日以内に委託料を支払うものとされている。

関係職員への調査により、令和７年度の本件会計相談は４回実施し４団体からの相談があり、近畿税理士会加古川支部から令和８年３月３１日に委託業務完了報告書を受理し、同年４月３日に請求書を受理、同年４月１５日に４４，０００円を支払っていることを確認した。

よって、本件会計相談に係る委託料の支出事務は、財務規則及び令和７年度会計相談委託契約書に基づき処理されていると判断する。

以上のとおり、令和７年度の本件法律・会計相談に係る委託料の支出については、財務規則並びに令和７年度法律相談委託契約書及び令和７年度会計相談委託契約書に基づき所定の手続を経て行われていることから、これを違法又は不当な支出であるとまでは認めることができない。したがって、請求人の主張には理由がないと判断する。

（３）本件アドバイザー派遣に係る報償費の支出について

請求人は、令和７年度において支出した本件アドバイザー派遣に係る報償費の返還請求を求めている。これについては、令和７年度の本件アドバイザー派遣に係る報償費の支出が違法又は不当であると主張していると解し、以下のとおり検討する。

ア　本件アドバイザー派遣の代替性について

請求人は、本件アドバイザー派遣について、連合会内での講習会や勉強会、あるいは学識経験者へのオンライン相談等により、税金を使わずとも十分に対応可能であり、特定の任意団体のために市が別途予算を確保して本件アドバイザー派遣を実施する必要性がないと主張している。

関係職員への調査により、アドバイザー派遣制度は町内会等の集会所等へ派遣されたアドバイザーが町内会等の開催する会議等の場に共に参加し、その中で助言や事例紹介等を行い、相談者に伴走しながら、相談内容の解決への支援を行うものであることを確認した。

このように、本件アドバイザー派遣は、講習会、勉強会又はオンライン相談とは実施形態及び支援方法を異にしており、請求人が主張するような方法をもって直ちに代替可能であるとまでは認められない。

イ　本件アドバイザー派遣の申込対象について

請求人は、本件アドバイザー派遣は申込資格が「町内会長・自治会長から」と限定されていることから、単に会長個人の利益や独裁的運営を補助・維持するために公金が使われている実態があると主張している。

関係職員への調査により、本件アドバイザー派遣の対象は町内会等としていることから、申込書には町内会等名、代表者名を記入することになっているが、これは町内会等としての申込みであって、町内会長の個人的な利用を意味するものではないことを確認した。

ウ　本件アドバイザー派遣の公益性について

請求人は、本件アドバイザー派遣によるアドバイザーの指導・助言内容が一般の町内会員や市民に一切開示されず、情報公開条例に基づく開示請求に対しても不開示（黒塗り）となることは、市民全体の利益（公益性）に著しく反すると主張している。

関係職員への調査により、市は、本件アドバイザー派遣を受けた会議等の参加者が当該町内会等の会員に対して、アドバイザーからの指導・助言内容を共有すること自体を制限していないことを確認した。

このことから、開示請求に対する不開示部分があることのみをもって、本件アドバイザー派遣の公益性を否定することはできない。

エ　本件アドバイザー派遣に係る報償費の金額について

請求人は、アドバイザーへの報償費が専門資格を有する弁護士や税理士よりも高額に設定されており、その積算根拠及び支出は極めて不当であり、特定の関係者への不当な利益誘導の疑いがあり、健全な財政運営の原則に違反すると主張している。

関係職員への調査により、本件アドバイザー派遣については、アドバイザー要綱に基づき、１回の派遣につき謝金として３０，０００円の報償費を支出しており、１回当たりの派遣時間は２時間で依頼していることを確認した。また、本件法律・会計相談は、あらかじめ定めた日時及び場所において実施するものであるのに対し、本件アドバイザー派遣は土日又は夜間を含め、町内会等が希望する場所に赴き、会議等の場に参加した上で伴走型の支援を行うものであり、実施形態及び実施内容を異にすることを確認した。さらに、アドバイザーの選定は、地域課題に応じて派遣の都度行われており、令和６年度以降の選定実績から見ても、特定の関係者への利益誘導があったことをうかがわせる事情は認められなかった。

したがって、本件アドバイザー派遣に係る報償費の金額が、直ちに著しく高額で不合理であるとまでは認め難い。

オ　本件アドバイザー派遣に係る報償費の支出事務について

アドバイザー要綱によれば、報償費の支出は、地域団体からの派遣申請、市長による審査及び派遣決定、決定通知並びに謝金の支出という手順により行うものとされている。関係職員への調査により、令和７年度の派遣は１件で、派遣申請があった１団体に対し派遣を決定し、派遣終了後の令和８年３月３１日に報償費３０，０００円を支出していることを確認した。

よって、本件アドバイザー派遣に係る報償費の支出事務は、財務規則及びアドバイザー要綱に基づき処理されていると判断する。

以上のとおり、令和７年度の本件アドバイザー派遣に係る報償費の支出については、本件アドバイザー派遣の実施の必要性及び実施内容に係る市の判断が、直ちに裁量権の逸脱又は濫用に当たるとまではいえず、また、財務規則及びアドバイザー要綱に基づき所定の手続を経て行われていることから、これを違法又は不当な支出であるとまでは認めることができない。したがって、請求人の主張には理由がないと判断する。

（４）法人市民税の賦課及び徴収について

請求人は、連合会に対し本件法人市民税の適正な徴収を求めているものと解される。そこで、連合会に対する令和７年度の法人市民税の賦課及び徴収について、違法又は不当にこれを怠る事実があるか否かという点から、以下のとおり検討する。

なお、関係職員からは、地方公務員法第３４条第１項により職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと、また、地方税法第２２条により地方税に関する調査等に関して知り得た秘密の保持が求められ、これに違反した場合の罰則も設けられていることから、個別具体的な内容については陳述できない旨の説明があった。

ア　法人市民税の概要について

法人市民税は、市内に事務所又は事業所を有する法人に対し、均等割額及び法人税割額の合算額によって課されるものであり、申告納付の方式が採られている。

また、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもののうち、収益事業を行うものは、地方税法上、人格のない社団等として法人市民税の納税義務者となり得る。さらに、収益事業の範囲については、地方税法が法人税法の例によるものとしている。

イ　法人市民税の賦課及び徴収に関する事務について

地方税法第３２１条の１１第２項によれば、法人が申告書を提出しなかった場合には、市長は、その調査により、申告すべき法人税額並びに法人税割額及び均等割額を決定するものとされている。

関係職員への調査により、市においては、法人市民税について、税務署が法人税額の更正又は決定を行った場合には、その資料の提供を受け、その内容に基づいて法人市民税の更正又は決定を行っていることを確認した。

また、法人等が行う事業が収益事業に該当するか否かについては、主として税務署の判断を前提としており、市のみでこれを判断していないことを確認した。

さらに、法人が申告書を提出しなかった場合又は申告内容に疑義がある場合には、必要に応じて所轄税務署において法人税の申告又は届出の状況を確認し、申告又は届出があるときは資料を閲覧した上で、その内容に基づき法人市民税の更正又は決定の処理を行っていることを確認した。

ウ　本件法人市民税の賦課及び徴収に係る怠る事実の有無について

請求人が主張する本件法人市民税の賦課及び徴収に係る怠る事実について、関係職員に対し証拠書類の提出及び陳述を求めたが、関係職員からは、地方公務員法第３４条第１項及び地方税法第２２条に基づく守秘義務を理由として、個別具体的な内容に係る書類の提示及び陳述はできない旨の説明があり、連合会に係る法人市民税の賦課又は徴収の具体的事実を確認することはできなかった。

また、請求人から提出された資料を検討しても、本件法人市民税の賦課又は納付の有無を具体的に確認することはできなかった。

このため、本件法人市民税を賦課し、又は徴収すべき具体的事情が存在したか否か、また、それにもかかわらず市が違法又は不当にこれを怠っていたか否かについては、提出を受けた資料及び陳述の範囲内では認定することができない。

もっとも、前述のとおり、市における法人市民税の賦課及び徴収に関する事務については、関係法令に基づく処理手順が採られていることが認められる。

以上のとおり、本件法人市民税の賦課及び徴収については、地方公務員法及び地方税法に基づく守秘義務の制約により、個別具体的な賦課又は徴収の事実を確認することはできず、提出を受けた資料及び陳述の範囲内においては、請求人が主張するような違法又は不当な怠る事実があるとまで認めることはできない。

したがって、連合会に対する法人市民税の賦課又は徴収を違法又は不当に怠って

いる事実があると認めるに足りる事情は確認できず、請求人の主張には理由がないと判断する。